

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成29年12月7日(2017.12.7)

【公開番号】特開2016-203975(P2016-203975A)

【公開日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2016-067

【出願番号】特願2016-83329(P2016-83329)

【国際特許分類】

B 6 0 N 3/10 (2006.01)

【F I】

B 6 0 N 3/10 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年10月26日(2017.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

容器を保持する器具であって、前記器具は、
前記容器を支えるように構成されたベースと、
作動機構と、
前記作動機構に結合され、かつ前記容器を維持するように構成された維持機構と、を含
み、前記維持機構は、
縦方向の軸と、

第1のレベルに配置された第1のレベルの複数のアームと、前記第1のレベルに軸方
向に隣接する第2のレベルに配置された第2のレベルの複数のアームを含む絞りであって
、隣接する第1のレベルのアームの端はそれぞれの間隙で離れ、前記第1のレベルのア
ームは対向する上面と底面を有し、前記第2のレベルのアームは対向する上面と底面を有し
、それぞれの第2のレベルのアームに関して、第2のレベルのアームの前記底面は隣接す
る第1のレベルのアームの前記上面と、前記第2のレベルのアームが前記間隙と重なり合
うように係合し、前記絞りは、挿入位置と維持位置との間で可動であり、前記挿入位置に
おいて前記絞りによって形成された開口の挿入径は、前記維持位置における前記開口の維
持径よりも大きい、前記絞りと、を含み、

第1の方向における前記作動機構の使用者による回転によって、前記絞りの前記アーム
を前記維持位置に動かし、前記第1の方向とは反対の第2の方向における前記作動機構の
使用者による回転によって、前記絞りの前記アームを、前記維持位置から離れて前記挿入
位置の方へ動かす、器具。

【請求項2】

前記作動機構は、前記絞りの前記第1のレベルにある前記アームの機構部分を作動させ
、前記第1のレベルにある前記第1のレベルのアームは、前記絞りの前記第2のレベルに
ある前記第2のレベルのアームの機構部分を作動させる、請求項1に記載の器具。

【請求項3】

前記第1のレベルにある第1のレベルの第1のアームと、前記第2のレベルにある第2
のレベルの第2のアームは、第1及び第2の旋回軸の周りをそれぞれ旋回する、請求項1
に記載の器具。

【請求項4】

前記第1のアームは、前記ベースに平行な第1の面において移動し、前記第2のアームは、前記第1の面に平行な第2の面において移動する、請求項3に記載の器具。

【請求項5】

前記第1及び第2の旋回軸は、前記絞りに対して固定されている、請求項3に記載の器具。

【請求項6】

フランジと前記ベースとを含むレセプタクルをさらに含み、前記第1及び第2の旋回軸は、前記フランジ上に配置されている、請求項5に記載の器具。

【請求項7】

前記第1の旋回軸は前記レセプタクルの前記フランジから測定された第1の高さを通りて延在し、前記第2の旋回軸は前記フランジから測定された第2の高さを通りて延在し、前記第1の高さは前記第2の高さを上回る、請求項6に記載の器具。

【請求項8】

前記第1及び第2のアームは、開口部をそれぞれ含み、それら開口部を通って、前記第1及び第2の旋回軸がそれぞれ延在する、請求項3に記載の器具。

【請求項9】

前記第2のアームはスロットを含む、請求項3に記載の器具。

【請求項10】

前記第2のアームの前記スロットは、前記第2のアームの外縁から半径方向内側に延在する、請求項9に記載の器具。

【請求項11】

前記作動機構は、作動ガイド及び作動カムのうちの一方を備える輪を含み、前記第1のアームは、前記作動ガイド及び前記作動カムのうちの他方を含み、前記作動カムは、前記輪が回転すると、前記作動ガイド内を移動する、請求項3に記載の器具。

【請求項12】

前記作動ガイドは、前記輪の底面に形成され、前記作動カムは、前記第1のアームの上面に配置される、請求項11に記載の器具。

【請求項13】

前記第2のアームは、第2のアームガイド及び第2のアームカムのうちの一方を含み、前記第1のアームは、前記第2のアームガイド及び前記第2のアームカムのうちの他方を含み、前記第2のアームカムは、前記作動機構が作動すると、前記第2のアームガイド内を移動するように構成されている、請求項3に記載の器具。

【請求項14】

前記第2のアームガイドは、前記第2のアームの前記上面に形成され、前記第2のアームカムは、前記第1のアームの前記底面上に配置される、請求項13に記載の器具。

【請求項15】

前記第2のアームガイドは、前記第2のアームの前記上面から、前記上面と反対の前記第2のアームの前記底面まで延在する貫通孔である、請求項14に記載の器具。

【請求項16】

前記第2のアームガイドは、前記第2のアームの縦方向の第1の端と第2の端との間に配置される、請求項14に記載の器具。

【請求項17】

作動カムは、前記第1のアームの第1の端に配置され、前記第2のアームカムは、前記第1の端と反対の前記第1のアームの第2の端に配置され、前記作動カムは、前記作動機構に形成された作動ガイド内を移動するように構成されている、請求項13に記載の器具。

【請求項18】

前記複数のアームは、前記第1のレベルにある第1のレベルの第3のアームと、前記第2のレベルにある第2のレベルの第4のアームとをさらに含み、前記第3及び第4のアームは、第3及び第4の旋回軸の周りをそれぞれ旋回する、請求項3に記載の器具。

【請求項 19】

前記第3の旋回軸は、前記第2のアームのスロットを通って延在する、請求項18に記載の器具。

【請求項 20】

前記複数のアームは、前記第1のレベルにある第1のレベルの第5のアームと、前記第2のレベルにある第2のレベルの第6のアームとをさらに含み、前記第5及び第6のアームは、第5及び第6の旋回軸の周りをそれぞれ旋回する、請求項18に記載の器具。

【請求項 21】

前記第2のレベルのアームの中間点は、隣接する第1のレベルのアームそれぞれの間隙の上側を覆って配置される、請求項1に記載の器具。